

「地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」（第 2 版）の公表

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会は、地デジ難視対策衛星放送の対象地区及び視聴できる放送番組等を示した「地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」（平成 22 年 1 月公表）を更新し、第 2 版として本日公表します。

総務省及び全国地上デジタル放送推進協議会では、地上テレビ放送のデジタル化により難視聴となる地域に対し、暫定的・緊急避難的な措置として、衛星放送により地上デジタル放送の番組を送り届けることとしています（以下このための事業を「暫定的難視聴対策事業」という。）。

この暫定的難視聴対策事業として、国の補助金と放送事業者の負担金を受け、社団法人デジタル放送推進協会が本年 3 月 11 日（木）から地デジ難視対策衛星放送を実施しています。地デジ難視対策衛星放送の対象地区及び視聴できる放送番組等については、本年 1 月に「地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」（初版）として、策定・公表したところです。

今般、このホワイトリストについて、各地域における難視聴対策の実施状況を踏まえ、対象地区等を追加・更新し、総務省ウェブサイト（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu.html）において公表しますので、お知らせします。今回の更新概要は、次のとおりです。

	初版（1月29日公表）	第2版（4月16日公表）
対象市町村	7市町村（3都県）	26市町村（15都道県）
対象地区数	55地区	118地区
世帯数	5,407世帯	11,085世帯

※各都道府県別の総括表は、別紙のとおりです。

なお、このホワイトリストは今後定期的に更新することとしており、次回の公表は本年 7 月ころを予定しています。

ホワイトリスト掲載地区での地デジ難視対策衛星放送の利用については、社団法人デジタル放送推進協会において受付を行っています。詳しくは、社団法人デジタル放送推進協会のウェブサイト「地デジ難視対策衛星放送について」（<http://www.dpa.or.jp/safetynet/>）を御覧ください。

（添付資料）

別紙：地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）都道府県別総括表

参考：暫定的難視聴対策事業の概要

（関連報道資料）

地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」（初版）の公表【平成 22 年 1 月 29 日】

（http://www.soumu.go.jp/main_content/000051975.pdf）

暫定的難視聴対策事業の利用受付開始【平成 22 年 1 月 29 日】

（http://www.soumu.go.jp/main_content/000051977.pdf）

地デジ難視対策衛星放送の放送開始【平成 22 年 3 月 11 日】

（http://www.soumu.go.jp/main_content/000057805.pdf）

（関連URL）

地上デジタル放送推進全国会議「地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」

（http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/whitelist/index.html）

地デジ難視対策衛星放送について（社団法人デジタル放送推進協会）

（<http://www.dpa.or.jp/safetynet/>）

（連絡先） 情報流通行政局地上放送課
 デジタル放送受信推進室
 担 当：日下補佐、佐々木主査
 電 話：03-5253-5949
 F A X：03-5253-5818

地デジ難視対策衛星放送対象リスト(ホワイトリスト) 都道府県別総括表

2010年4月16日時点

都道府県	対象地区数	内訳					世帯数
		デジタル放送 難視聴地区	改修困難共聴	デジタル放送 混信地区	特別な 対策地区	その他	
北海道	2	2	-	-	-	-	3
青森県	1	1	-	-	-	-	3
岩手県	1	-	1	-	-	-	3
宮城県	-	-	-	-	-	-	-
秋田県	-	-	-	-	-	-	-
山形県	-	-	-	-	-	-	-
福島県	4	4	-	-	-	-	7
茨城県	-	-	-	-	-	-	-
栃木県	21	21	-	-	-	-	3,517
群馬県	-	-	-	-	-	-	-
埼玉県	9	9	-	-	-	-	24
千葉県	13	13	-	-	-	-	2,260
東京都	3	1	-	-	2	-	1,498
神奈川県	40	40	-	-	-	-	2,652
新潟県	-	-	-	-	-	-	-
富山県	-	-	-	-	-	-	-
石川県	-	-	-	-	-	-	-
福井県	-	-	-	-	-	-	-
山梨県	-	-	-	-	-	-	-
長野県	-	-	-	-	-	-	-
岐阜県	1	1	-	-	-	-	10
静岡県	-	-	-	-	-	-	-
愛知県	-	-	-	-	-	-	-
三重県	-	-	-	-	-	-	-
滋賀県	-	-	-	-	-	-	-
京都府	-	-	-	-	-	-	-
大阪府	-	-	-	-	-	-	-
兵庫県	-	-	-	-	-	-	-
奈良県	-	-	-	-	-	-	-
和歌山県	1	-	1	-	-	-	3
鳥取県	-	-	-	-	-	-	-
島根県	-	-	-	-	-	-	-
岡山県	-	-	-	-	-	-	-
広島県	-	-	-	-	-	-	-
山口県	3	3	-	-	-	-	21
徳島県	6	6	-	-	-	-	122
香川県	-	-	-	-	-	-	-
愛媛県	-	-	-	-	-	-	-
高知県	3	-	3	-	-	-	11
福岡県	-	-	-	-	-	-	-
佐賀県	-	-	-	-	-	-	-
長崎県	-	-	-	-	-	-	-
熊本県	-	-	-	-	-	-	-
大分県	-	-	-	-	-	-	-
宮崎県	-	-	-	-	-	-	-
鹿児島県	-	-	-	-	-	-	-
沖縄県	10	-	-	-	10	-	951
合計	118	101	5	-	12	-	11,085

暫定的難視聴対策事業

- 暫定的難視聴対策事業は、地上テレビ放送のデジタル移行に際し、地上系の放送基盤による対策が実施されるまでの間、衛星放送による暫定的な難視聴対策を行うことで、アナログ放送を視聴できていた方々がテレビを視聴できなくなるという事態を回避し、円滑なデジタル移行に資することを目的としています。あわせてNHKの地上テレビ放送の難視聴対策も行います。
- 暫定的難視聴対策事業では、地デジ難視対策衛星放送を実施し（送信・利用者管理事業）、放送の対象者の受信設備の整備を支援します（受信対策事業）。

地デジ難視対策衛星放送

放送の内容

- 衛星放送の17チャンネルにより、NHK（総合・教育）、日本テレビ、テレビ朝日、TBSテレビ、テレビ東京及びフジテレビの7の地上デジタル放送を再放送（同時再送信）します。
- 画質はアナログ放送と同等の画質で、字幕放送と電子番組表が利用可能です。
- 放送にはスクランブルを施しており、対象地区以外では視聴いただけません。
- 国の補助金と放送事業者の負担金で運営しているため、利用は無料です（NHKとの放送受信契約が必要なのは従来どおりです。）。
- 放送の実施期間は平成22年3月から平成27年3月までです。

放送の対象地区と視聴できる番組

- この放送を視聴できる地区は、デジタル放送への移行に伴って、地形的要因や混信により難視聴となる地区に限られています。
- この放送で視聴できる番組は、原則として、難視聴となる放送に対応する東京地区の地上デジタル放送の放送番組です。
- 対象地区と視聴できる番組は「地デジ難視対策衛星放送対象リスト（ホワイトリスト）」に掲載しています（ホワイトリストについては次ページを参照）。
- 地形的要因によりNHKの地上テレビ放送が難視聴の地区でも、この放送により、NHKの放送番組を視聴できます。

地デジ難視対策衛星放送の利用

- 地デジ難視対策衛星放送の利用は、対象地区の世帯・事業所からの申込みによります。
- 対象地区内にお住まいの方・事業所には、社団法人デジタル放送推進協会から、利用について戸別に御案内しています。
- 利用に関するお問い合わせは、地デジ難視対策衛星放送受付センターまでお電話下さい（電話：0570-08-2200（045-345-0522））。

暫定的難視聴対策事業の概要 (2/2)

受信設備整備支援

- ホワイトリスト掲載地区の世帯のうち、現にBSデジタル放送の受信設備をお持ちでない世帯に対し、受信に必要な最低限の設備の整備を支援します。
- 支援の内容は、BSデジタルチューナー1台を貸与し、BSアンテナ1式を給付するもので、1世帯当たり1回限りです。
- ホワイトリスト掲載地区であっても、区域外波に依存している地区等、特別な地区に分類される地区は、この支援の対象にはなりません。
- 事業所や別荘等の世帯以外の施設は、この支援の対象にはなりません。
- NHKのアナログ放送が難視聴の地区は、この支援の対象にはなりません。

地デジ難視聴対策衛星放送対象リスト(ホワイトリスト)

- 各地域の地上デジタル放送推進協議会が、地デジ難視聴対策衛星放送の対象地区と地区ごとの視聴可能な放送番組等を取りまとめたリストです。総務省のウェブサイト (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/dtv/datashu/whitelist/index.html) で公表しています。なお、ホワイトリストにはNHKのアナログ難視聴地区は含まれません。
- ホワイトリストには、以下の事項を記載しています。
 - 対象地区名：地デジ難視聴対策衛星放送の利用対象となる地区名を記載しています。記載されている地区内の一部又は全部の居住世帯及び世帯以外の施設が本事業の対象となります。
 - 視聴できる番組：対象地区ごとに地デジ難視聴対策衛星放送で視聴可能となる番組を記載しています。視聴可能な番組は「○」、それ以外の番組は「×」で示しています。
 - 区分：対象地区の区分を示しています。このうち、特別な対策地区は地デジ難視聴対策衛星放送の利用対象となりますが、受信設備整備支援の対象とはなりません。
 - 対策計画の地区別番号：デジタル放送難視聴地区及び改修困難共聴については、「地上デジタル放送難視聴地区対策計画」の地区別番号を示しています。デジタル放送混信地区においては、「地上デジタル放送のデジタル混信に対する対策計画」の地区別番号を示しています。
 - 世帯数：対象世帯数について市町村別の合計を記載しています。

暫定的難視聴対策事業のイメージ

